



犯罪被害者等に対する多機関ワンストップサービスの 実施にあたってのお願い

福岡県では、様々な関係機関の提供する支援が必要となる犯罪被害者等を対象に、ニーズを一元的に把握した上で支援計画を作成し、複数の関係機関が参加する「支援調整会議」において、円滑な支援提供に向けて調整を行う「多機関ワンストップサービス」を実施します。関係機関におかれましては、以下の取組み等にご協力いただきますようお願いいたします。

- 犯罪被害者等が福岡犯罪被害者総合サポートセンターの支援を希望する場合の連絡
- 支援調整会議への参加など、支援計画に係る協議・調整
- 犯罪被害者等への円滑な支援の提供

1 多機関ワンストップサービスの概要

① 相談の受理

県警察等の関係機関は、犯罪被害者等から被害内容等を聴取し、福岡犯罪被害者総合サポートセンター（以下「センター」という）のコーディネーターに連絡します。

② コーディネーターによる支援

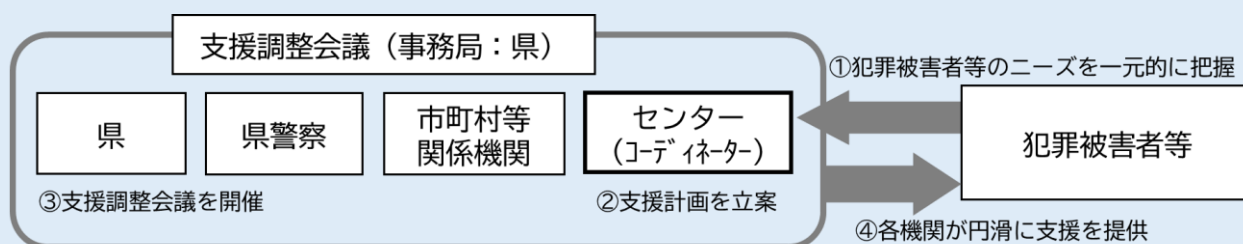
コーディネーターが犯罪被害者等のニーズの把握や支援計画の立案等を行います。

③ 支援調整会議の開催

県が事務局となって、支援計画に係る関係機関が参加する会議を開催し、犯罪被害者等が必要な支援を円滑に受けられるよう調整します。

④ 支援の提供

各機関が支援計画に基づき、支援を提供します。



2 対象事件（未遂を含む）

- 殺人、強盗致死傷、強盗・不同意性交等、不同意性交等、不同意わいせつ、監護者わいせつ及び監護者性交等、略取及び誘拐、人身売買、逮捕及び監禁、逮捕等致死傷、傷害致死、全治1か月以上の傷害
- 死亡ひき逃げ、交通死亡事故、全治3か月以上の傷害を負った交通事故、危険運転致死傷

3 支援対象者

- 対象事件の犯罪被害者、その家族又は遺族であり、福岡県内に住所又は居所を有する方
- ※暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合、対象事件を誘発した者である場合及び対象事件による被害に関して責めに帰すべき行為がある場合は対象外。

4 関係機関にお願いする内容

① 犯罪被害者等が、福岡犯罪被害者総合サポートセンターの支援を希望する場合は、センターにご連絡ください。

センターは以下の支援が可能です。支援の希望を聞き取り、センターへご連絡ください。

● センター単独による支援

カウンセリングや法律相談、裁判所等への付添い支援など

● 複数機関による支援に係る支援計画の作成、調整（多機関ワンストップサービス）

センターのコーディネーターが聞き取りを行い、複数機関による必要な支援が円滑に提供されるよう調整

※センターを紹介してよいか判断に迷う場合は、センターにご相談ください。

② 支援調整会議への参加など、支援計画に係る協議・調整に御協力ください。

- ・コーディネーターが支援計画を作成する際に、各構成機関に支援の内容を照会する場合がありますので、御対応をお願いします。
- ・支援調整会議への出席が必要な場合には、県生活安全課から出席要請及び日程調整を行いますので、御出席をお願いします。

③ 犯罪被害者等への支援を円滑に提供してください。

- ・支援調整会議での協議を踏まえ、適切なお対応をお願いします。
- ・支援提供の際、プライバシーの確保や二次的被害の防止などに配慮してください。
- ・必要に応じて「二次的被害防止マニュアル」や「支援の手引き」をご活用ください。

5 個人情報の取扱いについて

- ・犯罪被害者等の個人情報は、「要配慮個人情報」に該当します。
- ・個人情報の取扱いについては、実施要領で定めていますので、必ずご確認ください。
- ・多機関ワンストップサービスにおいて、犯罪被害者等に関する個人情報に係る文書を共有する場合は、手渡しを原則とし、ファクシミリや電子メール等での受け渡しは行いません。

連絡先・問い合わせ先

犯罪被害者等に対する
多機関ワンストップサービス



二次的被害防止
マニュアル



犯罪被害者等
支援の手引き



【福岡犯罪被害者総合サポートセンター】

※センターの所在地は非公表としています。

犯罪被害者等の相談専用電話：092-409-1356（平日午前9時～午後4時）

【制度に関する問い合わせ】

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課 性暴力・犯罪被害対策係

電話：092-289-9395